

令和6年度 公益財団法人福岡県動物愛護センター事業計画

福岡県が設置する公益財団法人福岡県動物愛護センター（以下「センター」という。）の設立目的を効果的に達成するため、令和6年度については、次の事業を行うこととする。

1 動物愛護と適正飼養に係る普及啓発及び人材育成事業

(1) 県内の動物関係専門学校生等への研修

ア 動物関係専門学校生研修

動物関係の専門学校の学生に対して、センター業務、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物由来感染症、犬のしつけ方及び動物福祉等に関する研修を行う。

イ 動物愛護推進員、行政担当者及び中学生等への研修

センター業務、動物関係法令、犬や猫の健康管理法及び犬のしつけ方等に関する研修を行う。

ウ ペット飼育支援アドバイザー養成講習会

ペットを飼育する者に対して、適正飼養に係る啓発や適切な助言を県と連携して実施することにより適切なペット飼育の支援を行う「福岡県ペット飼育支援アドバイザー」を養成することを目的とし「福岡県ペット飼育支援アドバイザー養成講習会実施要領」に基づき、講習会を実施する。

(2) 施設見学者への啓発

ア 施設見学の受入れ

一般の施設見学者に対して、センターの事業概要の説明や動物愛護に関する啓発を行う。

イ センターオープンデーの開催

(ア) 開催予定日 令和6年5月25日（土）

(イ) 場所 福岡県動物愛護センター

(ウ) 時間 10：00～15：00

ウ テレビ、広報等による啓発

(3) 犬のしつけ方教室（資料1）

犬の適正飼養や人と犬とのよりよい関係づくりを啓発し、模範飼育者及び模範犬の育成を図ることを目的として、犬の習性、行動や心理に関する情報を提供しながらしつけ方の指導を行う「犬のしつけ方教室（一般コース、子犬コース）」を開催する。

また、子犬コースの全レッスンを終了した飼い主を対象に、スキルアップを図ることを目的とした「ワンパク同窓会」を開催する。

ア 一般コース（講義1回）

毎月（5月、2月を除く）第3日曜日に実施する。

なお、譲渡後のフォローアップのために、生後6ヶ月までの譲渡犬の同伴も可とする。

イ 子犬コース（講義1回、実技2回）

6月、9月、11月、3月に各月3日間をワンセットで計4回実施する。

ウ ワンパク同窓会

春と秋の年2回、子犬コース修了者を対象に実施する。

（4）猫の適正飼養に関する普及啓発

「にゃんにゃんセミナー～猫と幸せに暮らすために～」を実施する。（資料2）

5月、8月、11月、2月に各月1回、計4回実施する。

（5）動物愛護教室事業（資料3）

福岡県内の小学生や幼稚園児等を対象に、学校やセンター等において動物愛護教室を開催する。

（6）講師派遣

保健福祉（環境）事務所または市町村主催の犬のしつけ方教室等に、主催者の依頼により職員を派遣する。

（7）譲受団体研修会

センター登録の譲受団体を対象に、円滑な譲渡事業の実施及び資質向上を図るため、研修会を開催する。

（8）ボランティア研修会

ア 新規ボランティア研修会

センターの動物愛護啓発事業に参加を希望するボランティアに対し、新規登録時の研修を行う。

（参考）動物愛護事業参加ボランティアの活動に関する取扱要領（資料4）

イ ボランティア勉強会

ボランティアの資質向上を図るための勉強会を開催する。

ウ ボランティア及び譲受団体研修会

ボランティアと譲受団体との連携及び情報交換を行い、円滑な譲渡事業の実施及び資質の向上を図るため、研修会を開催する。

（9）動物愛護に関する行政機関との連携事業

動物愛護事業について保健福祉（環境）事務所等と連携を図るため次の事業を行う。

ア 動物行政担当者研修会及び情報交換会

- イ 愛護動物同行避難訓練
- ウ 福岡県内動物愛護（管理）センター会議
- エ 動物愛護推進協議会に対する動物愛護事業の支援
- オ ワンヘルス関係イベント展示

2 ペット相談事業

動物飼養に関する相談事業

3 調査研究事業

- (1) 譲渡犬猫の飼養実態調査
- (2) 犬猫の適正飼養に関するアンケート調査

4 動物愛護・管理支援事業

- (1) 動物の収集及び管理に関する事業（資料5）

- ア 捕獲犬の収集
- イ 引取犬及び引取猫及び負傷犬猫の収集
- ウ 収集動物の保管及び致死処分
- エ 譲渡犬及び猫の育成管理
- オ 致死処分方法の検討

- (2) 犬及び猫の譲渡事業

- ア 譲受希望者への譲渡（センター譲渡）
 - (ア) 犬の譲渡（資料6）

「これから犬を飼う人のための講習会」の受講及び面談による飼養環境調査の結果、
適当と認められた者に対して譲渡する。

※「これから犬を飼う人のための講習会」（事前講習会）

毎月第1水曜日及び第3日曜日に実施する。ただし、5月、1月は別日程とする。

- (イ) 猫の譲渡（資料7）

- イ 譲受団体への譲渡（資料8）

- ウ 譲渡動物の不妊去勢手術

譲受希望者への譲渡犬猫については、不妊去勢手術を行う。

- エ 譲渡動物へのマイクロチップの装着

マイクロチップの啓発、装着推進のため、センターからの譲渡犬・猫に対しマイクロチップを装着し、譲受団体への譲渡犬・猫に対しマイクロチップ装着施術券を配布する。

- (3) 施設の保守及び管理業務

建物・施設、財産の適正な維持管理に必要な業務を行う。

5 動物愛護週間事業等

当センターでは次の事業を行う。

- (1) 動物慰霊祭 (開催期日 10月第3水曜日を予定)
- (2) 2024動物愛護フェスティバルふくおか (福岡県等と共催)
- (3) 街頭キャンペーン

6 地域猫活動支援事業

市町村が行う地域猫活動により持ち込まれる猫の不妊去勢手術を行う。